

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面 (19)

2016年12月7日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李		博	盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴		憲	浩

他49名

## 第1 はじめに

本準備書面では、三輪定宣氏の意見書（甲A140号証）に基づいて、九州朝鮮高校を就学支援金の支給対象としなかった被告国の行為の違法性、不当性について主張する。

## 第2 国際人権規約と社会権規約13条の意義（意見書5頁～8頁）

### 1 国際人権規約（A規約）と「教育への権利」条項

1966年12月16日、国連総会で国際人権規約（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」〔社会権規約＝A規約〕、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」〔自由権規約＝B規約〕）が採択され、その後半世紀にわたり国際社会の権利保障の法規範となっている。

A規約前文に基づき、人間のすべての権利について、「人種」、「国民的出身」、「その他の地位によるいかなる差別」も禁止され（第2条2項）、人間の尊厳の意識の形成に寄与する「教育への権利」条項が、A規約全31条中、最大の行数を割き詳細に規定されている。

このことから、A規約第2条2項の無差別平等原則は、とりわけ「教育への権利」について厳格に適用されなければならない（後述）。

A条約は、1976年1月3日に発効し、1979年8月4日に被告国も批准したが（42番目）、被告国は、13条2項（b）（c）の「特に、無償教育の漸進的な導入により」を留保し、2001年8月の社会権規約委員会の日本に対する第2回総括所見に応じ、2012年9月11日、被告国は、同留保を撤回するに至った。

これにより、A規約同項は、被告国府が誠実に遵守すべき条項となった。

### 2 A規約13条

A規約13条1項は、「教育についてのすべての者の権利」を定め、

その「教育が人格の完成及び人格の尊厳」の指向、人権・基本的自由の尊重強化、社会参加、「諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好」、平和などをめざすべきことを明記している。

第2項は、このような理念を指向する教育への「権利の完全な実現」のため、初等教育の無償制（（a））と中等・高等教育の「無償教育の漸進的導入」（（b）（c））—あらゆる段階の教育無償化—、「学校制度の発展」、「適当な奨学金制度を設立し及び教育職員の物質的条件を不断に改善すること」（（e））等を規定している。

第3項は、保護者の公立学校以外の学校選択と教育の自由、第4項は、学校設置・管理の自由を保障している。

第13条には、A規約第2条2項の定める無差別平等原則が適用され、「人種」、「国民的出身」など「地位によるいかなる差別もなしに行使されること」が保障されており、同規約によれば、無償教育を受ける権利が九州朝鮮高校の生徒に無差別平等に保障されるべきことは自明である。

### 3 社会権規約委員会「総括所見」

社会権規約委員会は、1985年に設置され、締約国の条約の実行強化のため、各国の実情に応じた「総括所見」（concluding observation）を定期的に発表している。

日本政府の第13条2項（b）、（c）の留保撤回後に出された「日本の第3回定期報告に関する総括所見」のうち、第27項は、次のように述べている。

**「委員会は、締約国の高校授業料無償化計画から朝鮮学校が排除されており、このことが差別を構成していることに懸念を表明する。**

**委員会は、差別の禁止は教育の全ての側面に完全かつ直ちに適用され、全ての国際的に禁止される差別事由を禁止の事由に包含することを提起し、締約国に対して、高等学校等就学支援金制度が朝鮮学校に通学する生徒にも適用されるよう要求する。」**

次回定期報告書の期限は、2018年5月31日と指定されており、それまでに被告国の具体的措置の報告が求められる。

委員会が求める措置は、条約に関する国連の付属理事会の見解であり、条約や国際法規を誠実に遵守すべき立場の被告国は、これに拘束される。

よって、被告国は、委員会の要求に応じ、2018年5月末日までに、九州朝鮮高校に対する就学支援金支給を行う必要がある。

### 第3 無償教育と個人の尊厳（意見書8～18頁）

#### 1 無償教育の到達点

国際人権A規約13条の導入により、憲法26条の「教育を受ける権利」の意義も歴史的に深められてきた。

憲法26条は、「教育を受ける権利」と無償制を一体的に規定している。同条は、「すべて国民は（中略）ひとしく教育を受ける権利を有する（中略）義務教育は、これを無償とする」と定めた。

「義務教育」の年限は、時代の進展に応ずる教育の社会的義務の拡大に伴い、当初の教育基本法6条の規定する小学校・中学校の段階から高校、大学等の高等教育へと発展する必然性を内包しており、高校・大学の無償制は憲法26条の精神と合致すると解される。

歴史的にも法令の定める義務教育修了年限は、平均寿命の4分の1程度で延長しており、その後、1975年に高校進学率91.9%、平均寿命74歳、2005年に高等教育進学率76.2%、平均寿命

82歳に達しており、義務教育年限はそれぞれの時点で高校、大学等まで延長され、憲法の義務教育無償原則が適用されるべきであった。

教育基本法は、「教育を受ける権利」の実質化をめざし、「教育の機会均等」（3条）を規定した。それは、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上の差別されない」（同条1項）、国・地方公共団体は「経済的理由によって修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない」（同2項）と明記している。

「奨学の方法」とは、当時の政府解釈では、給費奨学金のほか高校、大学等の授業料軽減・無償化＝無償教育が指向されていた。同条は、「法の下での平等」を定めた憲法14条を踏まえ、その上、憲法に規定されない「経済的地位」による差別を禁じ、国民の実質的平等の達成のため、教育の平等の徹底を格別に重視したのである。

## 2 教育の権利と個人の尊厳

「人間の尊厳」は、すべての基本的人権の普遍的根幹的原理であり、諸権利の要である教育への権利の解釈では、とりわけそれが貫徹されなければならない。憲法制定過程や今日までの憲法学説では、「個人の尊厳」は一般に「人間の尊厳」と同義に解されるが、それを人間一人ひとりについて確認、具体化、徹底する志向が込められている。

1947年4月に施行された教育基本法の前文は、憲法との一体性を次のように明記している。

**「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期す**

**る (We shall esteem individual dignity and endeavor to bring up people who love truth and peace) (以下略) 」**

前文を踏まえて、同法1条の教育の目的として、「人格の完成をめざし(中略)個人の価値をたつとぶ(尊ぶ)」ことが定められた。

「個人の尊厳」と類似の「個人として尊重」について、憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由、幸福追求に関する国民の権利は、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定している。

「個人の尊厳」の言葉は、憲法、教育基本法のほか、その後、国民生活のあらゆる分野に明記され、それと類似の「個人の尊重」や「基本的人権の尊重」の言葉は、さらに多くの法律に規定され、あらゆる分野の根本原理となっている。

「個人の尊厳を重んじ」る教育とは、子ども一人ひとりが人間として大切にされ、自他のかけがえのない尊い存在であることが自覚できるような教育の総体を意味する。

#### 第4 「不当な支配論」の不当性(意見書19頁～20頁)

##### 1 被告の主張

被告国は、九州朝鮮高校に関する「不当な支配」を理由に就学支援金不支給を正当化する。

しかしながら、教育法学の研究者の立場からは、九州朝鮮高校に関する「不当な支配」論は肯定されない。

被告は、「教育基本法16条1項は、教育に対する『不当な支配』を禁止しているところ、この『不当な支配』を受ける学校は、学校運営そのものを適正に行うことができないのであるから(中略)本件規程13条に適合しない学校として、支給対象外国人学校の指定をする

ことはできない」（被告第1準備書面30頁）と主張する。

また、被告は、「不当な支配」とされる多数の事実関係を羅列し、「文部科学大臣は、以上のような事実関係を前提として、朝鮮高級高校に対する北朝鮮や朝鮮総連の影響は否定できず、その関係性が教育基本法16条1項で禁じる『不当な支配』に当たらないこと（中略）について十分な確証を得ることができず（中略）本件規程13条に定める（中略）基準に適合するものとは認めるに至らなかった」（同43頁）とも主張する。

## 2 教育基本法16条が禁止する「不当な支配」

「不当な支配」の判断根拠とされる「本件規程13条」は、「債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営」の適切さを判断する基準であり、債権弁済や「本件規程」が定める指定基準（修業年限、授業時数・科目、生徒数、教員数・資格、施設・設備等）が充足されていれば、適正な学校運営と認める羈束的根拠である。

「本件規程13条」を乱用し、「不当な支配」の範囲を無際限かつ恣意的に拡張することは許されない。

教育基本法16条が禁止する「不当な支配」とは、第一義的に国家・公権力による教育機関への不当な介入である。北海道学力テスト最高裁判決（1976年5月21日）も、教育基本法制定の歴史的反省を踏まえ、教育行政について定めた旧10条1項（現16条）について、「教育に対する行政権力に不当、不要な介入は排除されるべきものである」と判示している。

国は基本的に教育機関が「不当な支配」を受けているか否かを判断し、それに基づいてその運営に介入することは許させず、教育機関が外部のいかなる個人や団体といかなる関係をもつかは教育の自治、自主的権限に委ねられるべきことである。

### 3 被告主張の不当性

九州朝鮮高校に関する国の「不当な支配」論、それによる就学支援金差別こそ教育基本法16条が禁止する「不当な支配」であり、これに対し、九州朝鮮高校と外部の個人や団体との関係は基本的に「不当な支配」ではなく、学校運営の自治、裁量の範囲の問題である。

国際条約は、民族教育の自由と権利を保障し、国家がこれに「不当な支配」をすることを禁止している。国際人権A規約は、「国民的出身」による差別を禁止し（2条2項）、子どもの権利条約は、「国民的出身」による差別を禁止し（2条1項）、教育目的として「子どもの文化的同一性、言語及び価値観、子どもの居住国及び出身地の国民的価値観」の尊重の育成を指向し（29条）、少数民族に属する子どもの「自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」（30条）と規定している。

被告国の九州朝鮮高校に関する「不当な支配」論は、学校運営、教育内容に介入し、人類普遍的な条理である民族教育の自由と権利を侵害するものであり、国際法に反し違法である。

## 第5 ハ号規程削除の不当性（意見書20頁～21頁）

### 1 ハ号規程の制定と削除までの事実経緯

2010年4月1日、無償化法施行規則（2010年4月1日制定）が制定され、同規則1条1項は、専修学校及び各種学校のうち「高等学校の課程に類する課程」の要件を定め、一号は専修学校の高等課程、二号は各種学校のイ、ロ、ハの3類型とした。

イ号は高校（1条校）に対応する外国の学校の課程と同等の課程、ロ号は文部科学大臣指定団体の認定した課程、ハ号は文部科学大臣の定める規程に基づく課程であり、九州朝鮮高校はハ号により指定されることとされた。

2010年11月5日、ハ号に関する規程が制定され、指定基準・手続が規定され、13条（適正な学校の基準）は、「指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適切に行わなければならない。」と定めた。

15条（意見の聴取）は、「教育制度に関する専門家その他の学識経験者で構成される会議」の「意見を聴くことができる」とされ、2010年5月26日以降、その検討会議が開催され、2010年度には朝鮮高校への就学支援金支給が実施される見通しであった。

しかし、延坪島発砲事件（2010年11月23日）、民主党政権から自民政権への交代（2012年12月総選挙）、朝鮮共和国の拉致問題、朝鮮総連との関係など政治・外交上の理由により審査が中断し、2013年2月20日、審査基準である二号ハ・同ハ規程も廃止された。

## 2 ハ号規程削除の不当性

文部科学大臣による省令の恣意的改廃は、法律の委任の範囲の逸脱、裁量権の乱用であり、「教育の機会均等」の実現のため、すべての高校等の生徒への就学支援金支援、授業料無償化を指向する法の目的に反し、その内容を形骸化するとともに、国民的出身等により差別することなく中等教育の無償教育を導入するという国際人権A規約に違反することは明白である。

この措置について、日弁連「朝鮮学校を高校無償化制度等の対象から除外しないことを求める会長声明」（2013年2月1日）は、「差別無く民族的アイデンティティを保持しながら教育を受ける権利を享受することができるよう、上記省令案を撤回するとともに、朝鮮学校からの申請について、現行の法令及び審査基準に基づき速やかに終結させるよう、強く求めるものである。」と述べている。

## 第6 さいごに

- 1 A規約13条は無償教育が目指すべき重要なものであることを指向しており、A規約2条2項の定める無差別平等原則はA規約13条にも適用される。

A規約は民族等による差別を明確に禁止しており、仮に不法滞在であっても教育を受ける権利が存在する。

朝鮮高校の卒業生は日本に存在するほとんどの大学の入学試験の受験資格を認められているのみならず、各種体育大会の参加も認められており、交通機関は通学定期を発行している。九州朝鮮高校が社会通念上の「高校」であることは明らかである。

朝鮮高校は、日本の高校と同様の教育に加えて、朝鮮民族の言語を使って、朝鮮民族の歴史や文化を教える、民族教育を営んでいるという点に特色がある。その民族教育に関連して、生徒らの祖国である朝鮮共和国や、民族団体である朝鮮総連と関わりを持っているという点も、日本の高校にはない特色である。

しかし、朝鮮高校の自主性は何ら阻害されてはいない。「何らかのつながりがある」ということと、「教育の自主性が阻害されている」ということとの間には大きな隔たりがある。そもそも、本国の歴史と文化を学ぶのであるから、「つながりがあって」当然である。

被告国はこの点をとらえ、教育の自主性が阻害されるほどの「不当な支配」を疑い、疑いが払しょくできないからという理由で、日本の高校や他の外国人学校と異なる取り扱いをしている。

朝鮮高校が、在日朝鮮人による民族教育を営んでいること、それに関連して朝鮮共和国や朝鮮総連と関わりを持っていること、という日本の高校と異なる点を理由として、朝鮮高校を日本の高校と異なる不利益取り扱い、具体的には就学支援金を支給しないことにしたとすれ

ば、民族等による排除、制限、差異のある待遇といえ、差別であり、各種国際人権条約や日本国憲法14条等に反してしまうことは明白である。

無償化制度から朝鮮高校を排除した真の理由が、「政治外交目的」であるという点についてはこれまでに主張立証してきたとおりであり、誰の目から見ても明らかである。

それにもかかわらず、人権擁護の最後の砦である裁判所が、「国の裁量論」を盾にするような判決を書くようなことがあれば、もはやこの国に希望はない。

2 教育における差別待遇の防止に関する条約（仮訳）は、1960年にユネスコ総会で採択されている。同条約12条1項は、「国際連合教育科学文化機関の加盟国により、・・・批准され又は受諾されなければならない」と規定している。被告国は1951年に同機関に加盟している。

被告国は加盟国であるにもかかわらず、教育差別を自覚しているのか、現在に至るまで同条約を批准していない。同条約は、既に100以上の国が批准している。

国際的にも非常に恥ずかしいこの差別を是正するのは、裁判所の役割である。

被告国のやっていることは差別以外の何物でもなく、教育現場では絶対にあってはならない「いじめ」である。

被告国の主張は、政治家の暴走を正当化する後付けの理屈に過ぎない。裁判所には、毅然とした判断を期待したい。

以上